

【参考4】退職後の厚生事業について（令和7年4月から）

退職後の厚生事業への参加の可否については、下表のとおりです。

担当窓口	事業名	再任用職員・臨時的任用職員 任期付職員・会計年度任用職員			
		フルタイム	短時間		
			共済組合 加入	任意継続 組合員 加入	任意継続 組合員 非加入
厚生担当	特定健康診査・特定保健指導	○	○	○	×
	人間ドック（1日・1泊2日）・脳ドック	○	○	×	×
	女性がん検診	○	○	×	×
	歯科健康診査	○	○	×	×
	配偶者ドック	○	○	×	×
	データヘルス	○	○	×	×
	割引協定ドック	○	○	○	△
	教職員メンタルヘルスチェック「からだところの体温計」	○	○	○	×
	心のセルフチェックシステム	○	○	×	×
	教職員メンタルヘルス相談	○	○	○	×
	健康相談事業	○	○	○	×
	あんま・マッサージ等施術費補助	○	○	×	×
	保養施設利用補助	○	○	○	×
	協定宿泊施設	○	○	○	×
	マイリフレッシュ	○	○	○※2	○※2
	コミュニケーションカレッジ	○	○	×	×
	割引パッケージサービス	○	○	○※3	△※3
	保育補助	○	○	×	×
	家事支援サービス利用補助	○	○	×	×
	子ども預かりサービス利用補助	○	○	×	×
	ライフプランセミナー（健康づくりコース）	○	○	×	×
福利厚生等相談	○	○	○	○	
ホテルブリランテ武蔵野食事等利用補助	○	○	○	×	
ホテルブリランテ武蔵野婚礼利用補助	○	○	○	×	
貸付・ライフプラン担当	インフルエンザ予防接種補助事業	○	○	×	×
	ヘルスアップ支援事業	○※4	○※4	×	×
	レクリエーション補助	○	○	×	×
	ライフプランセミナー	○	○	×	×
健康づくり・メンタルヘルス担当	こころの健康講座	○	○	○	○

※1 事業名及び参加の可否については、令和6年度の内容です。

○……参加可 ×……参加不可 △……退職会員互助制度に加入している者は、参加可

※2 県費支弁及びさいたま市費支弁（小・中・特別支援学校勤務）の短時間再任用職員。

※3 ベネフィット・ステーションは利用不可

※4 前年度（4月1日から3月31日）に互助会の医療給付（療養費及び家族療養費）を受けていない会員を対象